

# 公益社団法人 茨城県臨床検査技師会 公印取扱規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県臨床検査技師会の公印の保管と使用、並びにその他の公印に関し必要な事項を定める。

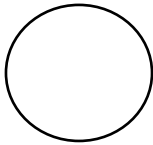
## 第2章 種類及び用途

(種類)

第2条 この法人の公印は、次の4種類とし用途は次に掲げる事項とする。

(1) 登記印 (実印) 「公益社団法人茨城県臨床検査技師会会長の印」(No. 1)

【規格】 径が18ミリメートルの円形



\* 公文書印

\* 契約書印

(2) 「公益社団法人茨城県臨床検査技師会の印」(No. 2)

【規格】 1辺が21ミリメートルの正方形



\* 会費領収書印 \* 会館使用申込書

\* 各種請求書印 \* 委嘱状関連印

(3) 「公益社団法人茨城県臨床検査技師会会長の印」(No. 3)

【規格】 1辺が18ミリメートルの正方形

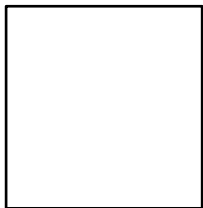


\* 学術関連のお知らせ

\* 学術関連の参加証明・領収書

(4) 「公益社団法人茨城県臨床検査技師会会長の印」(No. 4)

【規格】 1辺が30ミリメートルの正方形



\* 外部・対外文書

\* 表彰関連

### 第3章 保管及び管理

(管理)

第3条 公印は、総務局長が管理する。

(保管)

第4条 公印は、堅牢な容器に錠を施して格納し、この法人の事務所に保管する。

(使用)

第5条 公印は、定款 第1章 第2条に定める事務所内において使用する。

特別の事情がある場合は、理事会及び総務局長の承認を得て、事務所以外の場所で使用する事ができる。

(押印)

第6条 公印は、原則として会長の承認を得て押印する。

### 第4章 附 則

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会で定める。

(付則)

1 この規則は、平成25年 8月 1日から施行する。